## 兵庫県環境審議会自然環境部会(令和3年度第1回) 会議録

時 令和3年10月20日(水)午前10時00分開会午前12時00分閉会

場 所 兵庫県民会館 9階 902号室

議 題 県立自然公園における景観の保護及び生物多様性の確保と適正利用の 促進について

- (1) 自然公園の概要、制度について
- (2) 県立自然公園における課題について
- (3) 今後の進め方について

出	席	者	部分	会 長	中瀬	勲	委	員	髙橋	晃
			委	員	與語	信也	委	員	木築	基弘
			委	員	太田	英利	委	員	服部	保
			委	員	突々	淳	委	員	築山	佳永
欠	席	者	会委	長員	鈴木	胖 康郎	委	員	角田	昌二郎

### 説明のために出席した者の職氏名

農政環境部環境部長 遠藤 英二 環境創造局長 橋本 正人 自然環境課長 芳中 正明 自然環境課副課長 野竿 拓哉 自然環境課主幹 乳原 正文 その他関係職員

## 会議の概要

開会(午前10時00分)

- 冒頭、環境部長から挨拶がなされた。
- 事務局から委員8名の出席があり、兵庫県環境審議会条例第5条第2項の規定 に基づき審議会成立要件を満たしているとの報告がなされた。

議事「県立自然公園における景観の保護及び生物多様性の確保と適正利用の促進に ついて」

事務局から資料1、2の説明の後、以下のとおり意見があった。

#### (中瀬部会長)

自然公園は元々景観の利用か保護かでやってきていた。ここ 10 年くらいで生物 多様性の議論が出てきた。また、GOTO トラベルの関係もあり、利用の話題も強まってきている。事務局の話で出てきた、生物多様性、風景、風致、景観をどのように

県民の理解得られるよう説明していくのか、県ではどのようにそれを整理するのか という方向で議論いただきたい。

豊岡市の円山川の河口部のパラペット工事では、山陰海岸国立公園内ということもあり、色の議論だけで2年を費やした。見ための観点では、十分な配慮・規制がなされている部分もある。

残土処分場については、県道沿いに集中しており、ゾーンについても考えていかないと、山奥に移動するだけになるかもしれない。そのような部分と生物多様性をからめた議論が必要かと思う。

#### (太田委員)

生物多様性と景観の議論とはかみ合わない部分もある。たとえば、森の中の湿地は、見た目は悪いが、固有性の高い水性昆虫が多数いるということもある。山の景観が失われることに地元住民の反対が出ることがあるが、湿地が失われることに敏感な人は少ない。サンショウウオだと県内では、カスミサンショウウオ1種類といわれていたが、研究が進むと3種類いて、そのうち2種類は宍粟市と新温泉町の一部にしかいないということも分かってきている。一般的に言う風致と生物多様性保護の観点からの環境景観のギャップを解消する必要があると感じる。

### (事務局)

自然の風景地として生物の多様性が審査できるのかという疑問はあった。生物の 多様性の部分も保全すべき価値があるものだという認識のもと、審査等進めていき たい。

### (中瀬部会長)

県なりにこれを保全していくのだという概念規定を、既成の単語を使いながら整理していく必要がある。

#### (太田委員)

自然公園をただ守るのではなく、利用・娯楽に資するという考えも重要である。一般の人が知らない・目に付かない動植物を大事だと言っても伝わらない。沖縄県のやんばる国立公園の例では、現地でもヤンバルクイナを見られることは非常にまれである。しかし、ヤンバルクイナの標本と鳴き声を展示することにより、観光満足度を上げ、保全の機運を高めている。多様性をアピールする施設における啓発が重要な役割を果たす。

#### (事務局)

県内自然公園内にあるビジターセンター等ではパネルを展示し、また主要な地点には屋外看板を設置している。ただし、屋外の展示物に関しては、色が劣化しているものもある。

#### (中瀬部会長)

西宮市の甲山公園では、公園入り口に看板があり、公園内に詳しい方たちが現在 見られる草花の写真を掲示する等して、住民参加型でパネル展示等を行っている例 があった。

#### (服部委員)

普通区域内の生物多様性の保護強化を目指すのであれば、特別地域に編入すればいいのではないか。

### (事務局)

普通区域には私有地も多く人家等もあるため、特別区域への編入は規制が強すぎるという懸念もある。

#### (服部委員)

今回の方向性としては、開発が想定される普通地域を普通区域と特別区域の間くらいの規制強度の区域に設定していくのか。

#### (事務局)

新しい区域設定を行うものではなく、開発抑止のための基準の作成を目指したい。

### (中瀬部会長)

県立自然公園は私有地も多く、私権制限が伴う区域設定は時間がかかるのでは。

# (事務局)

貴重な生物が生息するエリアが分かっていれば、特別区域への編入の議論もある。 自然公園だけではなく、寺社仏閣や学校ビオトープ等、しっかりと管理されている 箇所は生物多様性保護のための県土の面積としてとらえている。来年から再来年に かけて県の生物多様性戦略を受け、見える化すべきという問題については考えてい きたい。

#### (服部委員)

県立自然公園区域とレッドデータブックにある希少生物生育地域との重ね合わせはしているか。

#### (事務局)

していない。

#### (中瀬部会長)

人と自然の博物館の先生が調査されていたが、生物多様性の高い部分は、自然公園に入っているようである。

#### (突々委員)

一般県民目線の意見だが、それぞれの自然公園の保全対象や魅力が見えづらく感じる。有名な箇所と、そうではない箇所との差が出ているのでは。一つの条例でまかなうのではなく、細やかにする必要があると思う。自然公園の土地所有者としては、メリットはあるのか。メリットがないまま、生物多様性の保全を掲げられても、難しいのではないか。

#### (事務局)

特別地域では、自然公園法の規制が土地利用の妨げになるケースもある。生物多様性保全の理解を進めるのが肝要だと思う。

#### (突々委員)

生物多様性の部分と相反するかもしれないが、利用促進の力の入れ方で、土地所有者にメリットが出るのではと感じる。

### (事務局)

利用と保全とのバランスがとれていると、人が集まり生物多様性の周知が進むという好循環に持っていける。六甲山では、利用に傾き、保護・規制の側面が不足していると言う方もおり、様々な意見がある。今回の提案は、熱海の土砂災害を受け、残土処分場をターゲットにしたものではないが、結果として、山間地の土砂災害リスク低下には寄与すると考えている。

#### (木築委員)

見える化という議論があったが、規制のおかげで美しい山の風景が守られているという側面が理解しづらい。基準の策定をする上で、スピーディーに対応するために、他府県、市町等が良い表現をしている場合もあるため、参考にしながら進めるのがいいと思う。また、生物多様性が県民をどのように豊かにするのかというメッセージを発信するのも重要かと考える。

#### (事務局)

他府県の事例も参考にしながら、分かりやすい基準を次回以降ご提示したい。

### (中瀬部会長)

建設残土の問題では、大阪・京都・奈良の間くらいで問題になっているものがある。建設残土の捨て場所を考えていかないといけない。大規模にやっているところで収容するといったことも、県が広域的な立場で考えていくべきでは。

#### (高橋委員)

現状、普通区域内では、ミニアセスを求めていないが、届出時にミニアセスを求めていくというのは難しいものなのか。生物多様性の確保に必要な湿地等は、外から見ても分からないものも多いが、届出の仕組みの中で、事業計画地に希少種の生育地が発覚した場合は、規制等が可能となるのか。

### (事務局)

生物多様性の観点での基準があれば、条例により規制していけると考えている。

#### (中瀬部会長)

レットデータブックAランク動植物のゾーニングの考えをつなげていけば見えてくるものもある。

## (與語委員)

最終処分場は廃掃法の建て付けの中で、アセスをやっており、その中でやっていくことはできないのか。残土処分場は廃掃法の範囲内ではないのか。どのように調整していくのか。

### (事務局)

廃掃法との関連については、環境部局内で調整していきたい。廃棄物最終処分場に伴うアセスについては、生活環境上の観点はあるが、動植物への影響の視点が欠けている。県では4月から一定程度開発を抑制すべき区域においては、アセス基準を15haから10haに引き下げた。廃掃法でカバーできている範疇に自然公園条例を重複させていく意図はない。

## (中瀬副会長)

図面のスケール感を考えるのも大事である。1,000分の1の平面図では、先ほどの議論で出た湿地は見えてこない。100分の1の図面を求めるという方法もある。それならば条例改正よりも早く手続きが済むのではないか。十数年前に県内のビオトープ地図を作ったりもした。普通区域内に希少な動植物がどこにいるかといった地図を作り、それを考慮した計画になっているかというやり方もある。既存の条例の範囲内で考えることも大事であり、開発者の啓発という観念も考えること。

### (築山委員)

森林整備として、自然公園内で間伐作業等を行っている立場から発言させていただく。自然公園内のどこに貴重な資源があるかが前もって分かっていると、どのように森林施業とのバランスを取ればいいのかが明確になる。また、希少生物の生息地を避けた林道整備の事例データベース等があれば、計画が立てやすいと感じた。アセスの提出が義務化されるとコンサル委託経費等が発生する。特別区域全域ではなく、アセスの必要な区域の特定や、アセス経費の支援等も考えていただきたい。

#### (中瀬部会長)

残土処分場と森林施業を切り分けて考えていく必要もある。

### (中瀬部会長)

大きく分けて4点議論があった。

- ①風景保護と湿地を始めとする生物多様性の議論。10 年程度でまた新しい概念の 議論が始まると考えられ、永続的と考えず、今回は景観と生物多様性との観点 で進めればいいかと思う。
- ②希少生物のゾーニング地図及び普及啓発・マネジメントについて、県民と一緒 に守っていくという姿勢が大事。
- ③開発か保全か。これは明治時代から終わらない議論であり、時代時代でバランスは変わるため、公園ごとの特色・メリハリを持たせても良い。例えば六甲山は神戸の夜景の展望箇所という特色があり、他の県立自然公園全てを利用に傾ける必要はないと思う。
- ④他府県等の行政で、どのような取組みがあるか。図面のスケールや記載項目を 前もって提示する等、やり方を考える必要がある。

長期的な目標だが、多様な利用者に対し価値を共有させられるようなことを利用 促進の中でやっていく必要もある。今回の議論で出た内容について、短期的に解決 できることと、長期的に取り組む必要のあることに分けて考える必要がある。

○ 事務局より資料3 (今後の進め方について) の説明がなされた。

閉会(午前12時00分)